

平成26年12月5日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

石油ストーブ（開放式）に関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照）

- |   |    |
|---|----|
| 1. ガス機器・石油機器に関する事故<br>（うち石油ストーブ（開放式）1件、ガスボンベ1件）   | 2件 |
| 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、<br>製品起因が疑われる事故<br>（うち除湿乾燥機1件）                                      | 1件 |
| 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、<br>製品起因か否かが特定できていない事故<br>（うち電気ストーブ（カーボンヒーター）1件、電気冷蔵庫1件、<br>照明器具1件） | 3件 |
| 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議（※）<br>において、審議を予定している案件<br>該当案件無し                          |    |

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

## 6. 特記事項

株式会社コロナが製造した石油ストーブ（開放式）について（管理番号A201400545）

### ①事象について

株式会社コロナが製造した石油ストーブ（開放式）の給油タンクに給油後、当該製品に戻す際に灯油がこぼれ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生しました。

当該製品を含む2000年（平成12年）以前に製造された石油ストーブ及び石油温風暖房機（石油ファンヒーター）（下記③）に付属するカートリッジタンク（よごれま栓タンク）については、長期間の使用による給油口の変形などの要因により、給油口がロックされたと使用者が誤認する「半ロック状態」になる事象が発生することが確認されています。

当該事故の原因は、現在、調査中ですが、給油作業時に、給油タンクの給油口が「半ロック状態」で維持されていたことで、当該製品に戻す際にふたが開き、灯油がこぼれて火災が発生したものと考えられます。

### ②再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2008年（平成20年）9月17日にプレスリリース、翌18日に社告を実施し、石油ストーブに付属するカートリッジタンク（よごれま栓タンク）使用時の注意喚起をするとともに、販売店の店頭及び消費者へのアフターサービス訪問時におけるチラシ配布、テレビCM等により、2000年（平成12年）以前に製造された石油ストーブ等の給油タンクについて、無償点検・修理（給油口ふたの半ロック状態を防止するため、ふたの開閉ちょうつがい部にスプリング機能を追加）を呼び掛けています。さらに、平成23年2月から、これまでの対策に加え、灯油販売所への店頭チラシの配布、同社の石油暖房機器全般の販売時におけるチラシの同梱を行い、引き続き、注意喚起及び啓発PRを実施しています。

### ③対象製品：対象製品名、機種・型式、製造期間、製造台数

- ・対象製品名：コロナ石油ストーブ等に付属のカートリッジタンク（よごれま栓タンク）
- ・機種・型式：2000年（平成12年）以前に製造されたコロナ石油ストーブ等で、下表に示す型式に該当するもの
- ・製造期間：1987年～2000年

石油ストーブ(反射型)

製造年(西暦)	型 式			
1987	SX-1800DX	SX-2200DX		
1988	SX-1800	SX-2200	SX-1800DXA	SX-2200DXA
1989	SX-1810	SX-2210	SX-3000	
1990	SX-1820	SX-2220	SX-3020	
1991	SX-1840	SX-2240	SX-3040	
1992	SX-1850	SX-2250	SX-2250X	SX-3050
1993	SX-1860	SX-2260	SX-3060	
1994	SX-1870	SX-2270	SX-3060	
1995	SX-1880Y	SX-2280Y	SX-3080Y	
1996	SX-1800Y	SX-2200Y	SX-3080Y	NX-22Y
	RX-D18Y			
1997	SX-B21Y	SX-B26Y	SX-B35Y	SX-B27WY
	NX-26Y	RX-B21Y	RX-B26Y	
1998	SX-C210Y	SX-C260Y	NX-26Y	
1999	SX-D27WY			
2000	SX-E210Y	SX-E260Y	SX-E21Y	SX-E26Y
	SX-B35YA	SX-D27WYA	NX-26YA	KM-D27WY

石油ファンヒーター

製造年(西暦)	型 式			
1993	FH-3360AYL			
1994	FH-2570Y	FH-3270Y	FH-3370AYL	GT-2570Y
	GT-3270Y	FK-F250	FK-F320	KH-A25Y
	KH-A32Y	KH-3207Y		
1995	FH-2580Y	FH-3280Y	FH-5580Y	FH-2580AY
	FH-3380AY	NH-2580Y	NH-3280Y	GT-2580Y
	GT-3280Y	KH-B25Y	KH-B32Y	FK-G250
	FK-G320	AH-3280Y		
1996	FH-A30Y	FH-A37Y	FH-A47Y	FH-A60Y
	FH-A30AY	FH-A37AY	NH-A30Y	NH-A37Y
	GT-A30Y	GT-A37Y	GT-A30YJ	KH-A30WS
	KH-A37WS	KH-C30Y	KH-C37Y	FK-H30
	FK-H37			
1997	FH-B30AY	FH-B37AY	FH-B30BY	FH-B40BY
	FH-B50BY	FH-B62Y	NH-B30BY	NH-B40BY
	GT-B30BY	GT-B40BY	KH-B30WS	KH-B40WS
	KH-D30BY	KH-D40BY	FK-J30	FK-J40
1998	FH-C320BY	FH-C430BY	FH-C530BY	GT-C30Y
	GT-C32BY	GT-C53BY	FK-K32	FK-K53
	KCF-A300			
1999	FH-D320BY	FH-D430BY	FH-D530BY	FH-MD30Y
	GT-D30Y	GT-D32BY	GT-D43BY	GT-D53BY
	GT-EG30Y	GT-KS30Y	FK-L30	FK-L32
	FK-L43	FK-L53		
2000	FH-E62Y	FH-EX32BY	FH-EX43BY	FH-EX53BY
	FH-ES32BY	GT-E30Y	KM-30Y	KS-E30Y
	FK-M30	FK-M32	FK-M43	FK-M53
	FJ-V30Y			

・製造台数：石油ストーブ 2, 090, 000台  
石油ファンヒーター 4, 270, 000台  
計 6, 360, 000台

2008年(平成20年)9月17日からリコール(無償点検・修理)を実施  
改修率：1.7%(平成26年10月31日時点)

<リコール対象製品での事故件数>

当該事故（管理番号A201400545）発生以前の、2010年度以降同社が製造した当該製品におけるリコール対象の内容による事故の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2014年度	0	—	2011年度	0	—
2013年度	1	火災	2010年度	1 1	火災・軽傷1名 火災
2012年度	1	火災			

<対象製品の外観>

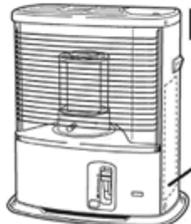


（写真はS X - 3 0 2 0）



（当該製品の給油タンク）

<対象製品の確認方法>



**【製造年の表示位置】**

△△年製

**【対象製品の製造年】** （1987年製から1995年製の製品には製造年表示がありません。）

2000年製 00年製

↓

1996年製 96年製※ 及び 製造年表示のないもの

※ファンヒーターについては94年製以降製造年表示があります。

#### ④消費者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ製造事業者の行う無償点検・修理を受けていない方は、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

また、事業者による点検・修理を受けられるまでの間は、次図に従って、給油口ふたが確実にロックしていることを御確認ください。

当該製品に限らず、石油ストーブ等に給油する際には、石油ストーブ等を必ず消火した上で、給油タンクのふたを確実に締め、ふたが締まっていることを確認して、石油ストーブ等に戻すよう、正しい給油方法に従って安全に給油を行ってください。

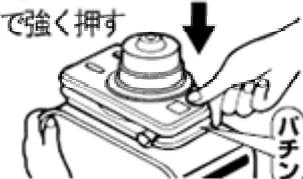
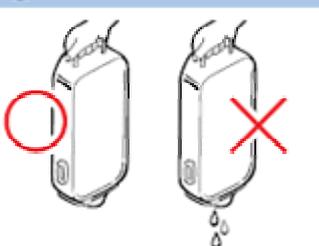
#### 【問合せ先】

株式会社コロナ お客様相談窓口

電話番号：0120-623-238

受付時間：9時～17時（土・日・祝日・年末年始を除く。）

ウェブサイト：<http://www.corona.co.jp/report/oshirase.html>

<p><b>警告</b></p> <p>●給油は、必ず消火し、火が消えたことを確かめてからおこなってください。火災のおそれがあります。</p> 	<p><b>給油時消火</b></p>	<p><b>危険</b></p>	<p><b>ガソリン厳禁</b></p> <p>必ず灯油をご使用ください</p> <p>●ガソリンなど揮発性の高い油は、絶対に使用しないでください。火災の原因になります。</p>
<p><b>警告</b></p>	<p><b>油もれ危険</b></p>		
<p>●給油後、油タンクの給油口を確実にロックし、開かないことを確認してください。</p>		<p>●給油後は、給油口を下にして油もれないことを確認してからストーブにセットしてください。</p>	
<p><b>①確実にロック</b></p> <p>「パチン」と音が<b>強く押す</b>するまで強く押す</p> 		<p><b>②ロックの確認</b></p> <p><b>持ち上げて確認</b></p> <p>給油口をしめたあと、先端を指で持ち上げ、開かないことを確認してください。</p> 	<p><b>③油もれの確認</b></p> 

(本発表資料の問合せ先) 消費者庁消費者安全課  
(製品事故情報担当) 担当：木原、後藤、清重  
電話：03-3507-9204 (直通)  
FAX：03-3507-9290

(株式会社コロナが製造した石油ストーブ(開放式)についての発表資料に関する問合せ先)

経済産業省商務流通保安グループ製品安全課製品事故対策室  
担当：水野、鈴木、植杉 電話：03-3501-1707 (直通)  
FAX：03-3501-2805

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201400545	平成26年11月22日	平成26年12月2日	石油ストーブ(開放式)	SX-3020	株式会社コロナ	火災	当該製品の給油タンクに給油後、当該製品に戻す際に灯油がこぼれ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。事故原因は、現在、調査中であるが、給油作業時に、給油タンクの給油口が「半ロック状態」で維持されていたことで、当該製品に戻す際にふたが開き、灯油がこぼれて火災が発生したものと考えられる。	大阪府	製造から20年以上経過した製品 平成20年9月17日からリコールを実施(特記事項を参照) 改修率:1.7%
A201400548	平成26年11月7日	平成26年12月3日	ガスボンベ	EPI-500R	東邦金属工業株式会社	火災 軽傷1名	バーナーに当該製品を接続して点火後、バーナーと当該製品の接続部分から出火し、当該製品が破裂、周辺を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。バーナーの接続部の部品が劣化していた状況を含め、現在、原因を調査中。	愛知県	12月4日に消費者安全法の重大事故等として公表済

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201400546	平成26年11月20日	平成26年12月3日	除湿乾燥機	F-YHE100	パナソニック エコシステムズ株式会社 (輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	千葉県	12月4日に消費者安全法の重大事故等として公表済

### 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201400543	平成26年10月31日	平成26年12月1日	電気ストーブ(カーボンヒーター)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	栃木県	事業者が事故を認識したのは11月7日報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して厳重注意
A201400544	平成26年11月17日	平成26年12月2日	電気冷蔵庫	火災	建物を全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	長崎県	
A201400547	平成26年11月18日	平成26年12月3日	照明器具	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	

### 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議において審議を予定している案件

該当案件無し

除湿乾燥機（管理番号：A201400546）

